

教室借用の申請方法が変わります

<主な変更点>

- ①年に一度の団体登録制になります。
- ②毎回の責任紹介教員の署名は不要となります。

<具体的なフロー>

- ・「**教室借用団体登録申請書**」を記入し、責任紹介教員の署名と印を添えて、学生支援課に提出してください(年に一度)。
- ・学生支援課より団体登録許可証を発行し、**団体ID**をお知らせします。
- ・使用日ごとに「教室借用願」を学生支援課に提出してください。**(団体登録手続で発行されたIDを記入)**
- ・学生支援課において書類をチェックし、受付後、教室使用許可証を発行します。

※2017年度の団体IDは、2018年3月31日まで有効です。
2018年4月1日以降、改めて団体登録の手続きをお願いいたします。

※登録後、代表者等の変更が生じた場合は、速やかに「教室借用団体登録変更届」を提出してください。

以上、ご協力よろしくお願いいたします。

教養学部学生支援課